

わたしたちにできること

人権尊重のまちをつくる



令和7年度 小学校6年生人権ポスター優秀作品 高橋ひかりさん



さまざまな人権課題	2・3	児童の作品	7
人権に関する意識調査	4・5	熊谷市人権尊重都市宣言	8
インターネットによる人権侵害をなくしましょう	5	人権相談窓口	8
学校・家庭・地域の取組	6	本人通知制度	8

育てよう 一人ひとりの人権意識

—さまざまな人権課題—

女性の人権

「男性だから」「女性だから」という理由だけで、固定的な役割分担を押しつけられるなど、個性を発揮することができない現状があります。

また、性犯罪・性暴力、DV、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱い等の問題も依然として発生しています。

お互いの能力や人格を尊重して共に支えあう社会の実現をめざしましょう。

様々な状況に置かれている女性への実効性ある支援の充実・強化のため、令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。

同和問題

同和地区出身というだけで、結婚をはじめ、いわれのない差別を受け、悲しく辛い思いをしている人がいます。また、インターネット上で特定の地域を同和地区として指摘するような事案もあります。

一人ひとりが同和問題を正しく理解し、偏見をなくすことが大切です。

未だ部落差別が存在することを明示し、部落差別のない社会の実現を目指すため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました。

また、部落差別の禁止規定等を設けた、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日から施行されました。

高齢者の人権

高齢者に対する虐待、介護放棄、財産面の権利侵害など、高齢者に関する人権問題が生じています。

高齢者が健康で生きがいを持って、安心して暮らせる社会をつくるのが大切です。

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による拉致は、決して許されない犯罪行為であり、国民に対する重大な人権侵害です。

一人ひとりの声を大きくし、問題解決に向けて強い意志を北朝鮮に伝え続けることが大切です。

性的指向・性自認(LGBTQの人権)

「性」のあり方には多様性があります。

個人の「性」を考えるときには、「身体の性別」、「性自認」（自分の性別をどのように認識しているかを示す概念）や、「性的指向」（恋愛や性的関心がどの性別に向くか、向かないか）等、いくつかの面から捉えることができます。

お互いに個人の「性」を尊重し、偏見や差別をなくすことが大切です。

市内に暮らす（転入予定者を含む）性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、その宣誓を市が証明する「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を、令和4年4月1日から開始しました。

外国人の人権

外国人に対する偏見や差別発言等により、生活上の権利が保障されていない現状があります。

人権に国境はありません。異なる文化、生活習慣、価値観を理解し、外国人が安心して生活できる多文化共生社会を築いていくことが必要です。

人種、宗教、性別等の要素に起因する差別的表現、例えば、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」の解消を目指すため、平成28年6月3日から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消のための法律）が施行されました。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、伝統的な独自の豊かな文化をもった少数民族ですが、現在でも、アイヌの人々であることを理由として、結婚や就職等において差別が続いています。

民族の文化や伝統に対して正しい認識を深め、偏見や差別をなくすことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染者等の人権

HIV感染やハンセン病等の感染症では、病気についての間違った認識等から、その家族も含めて偏見や差別が起きているほか、新型コロナウイルスまん延時には、ワクチン未接種者に対する、接種の強制等の人権侵害問題も起きました。

病気への正しい知識を身に付けて、感染・疾患者、ワクチン未接種者等に不当な差別をせずに、思いやりの心で接することが大切です。

障がいのある人の人権

障害のため、自らの意思で自由に行動し生活するには、さまざまな障壁があります。

障害のある人が住みなれた地域や家庭で自立した生活をおくることができる社会づくりが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

法律では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から手助けや必要な配慮を求める意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」が求められています。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者等は犯罪による直接的な被害のほか、その後の精神的ショックや失職による経済的困窮等の二次的被害に苦しんでいます。

一人ひとりが、被害者の置かれている状況に共感し、平穏な生活を取り戻していく上で必要な配慮や支援をすることが大切です。

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指すため、令和2年4月1日から「熊谷市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

子どもの人権

いじめや児童虐待といった、子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発しています。

子どもたち一人ひとりの意向が尊重される中で健やかに成長し、可能性を伸ばすことができる社会づくりが必要です。

インターネットによる人権侵害

インターネットが身近なものになり、匿名性を悪用した誹謗中傷や、プライバシー侵害等の人権問題が起きています。

利用するには、画面の向こうでつながっている相手の気持ちを想像し、普段の生活と同じように、思いやりの心を持つことが大切です。

市では、関係機関と連携し、人権侵害にあたるインターネットの掲示板等の書き込みに対して、モニタリングを行っており、悪質な差別書き込みの早期発見や削除に努めています。

また、大手プラットフォーム事業者がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるよう、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が令和7年4月1日から施行されました。

ほかにもこんな問題が…

ヤングケアラー^{*}、震災等の災害に伴う偏見や差別、刑を終えて出所した人とその家族、ホームレス、人身取引、遺伝情報に関する差別、非正規雇用等による生活困窮者問題も起きています。

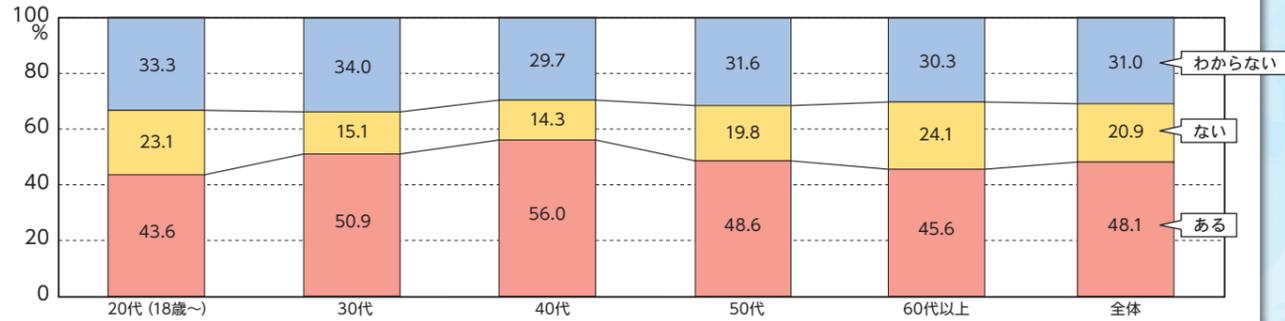
人権は、社会の変化に伴い、多様な広がりを持つことから、常に新しい動きに目を向け、人権感覚を養うことが大切です。

^{*}本来、大人が担うとされている、家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子ども。

あなたはこの調査結果をどう考えますか？

熊谷市人権教育推進協議会では、人権教育をより効果的に進めるために、令和7年9月に熊谷市内の成人(18歳以上)を対象とした人権に関する意識調査を実施しました。その調査の一部を紹介します。

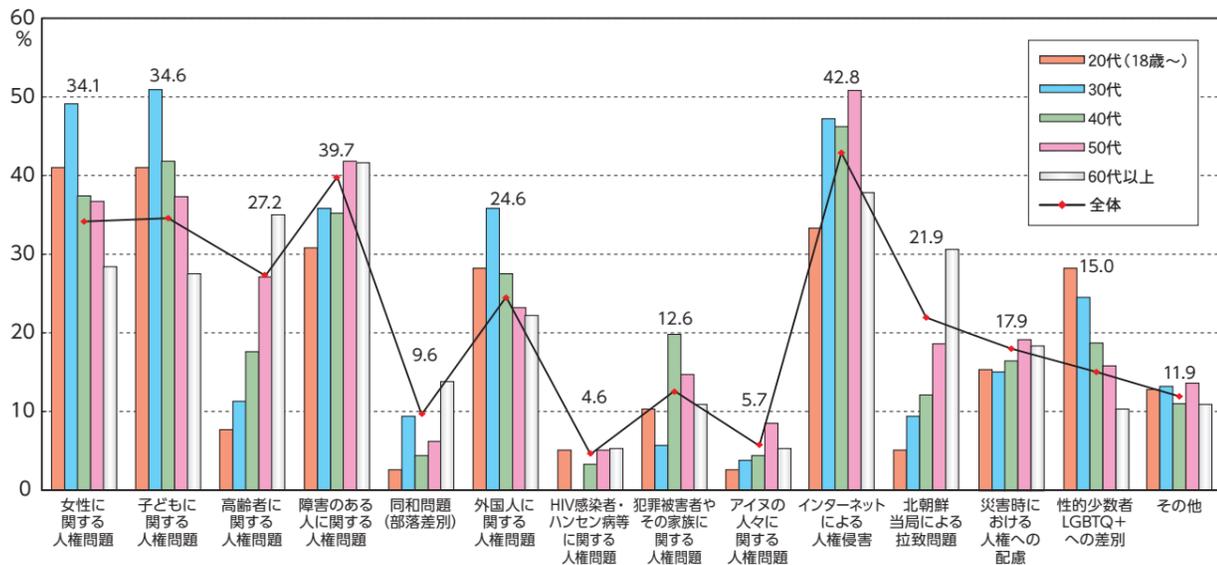
1 あなたは、地域社会の中で、差別などの人権侵害があると思いますか。1つ選んでください。



考察

- 全体では、48.1%の人が地域社会の中で人権侵害が「ある」と思っている。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「ある」と回答した人の割合が6.9ポイント減少し、「ない」と回答した人の割合が1.5ポイント増加した。
- 「ない」と回答した割合が減少したのは30代のみで、前回調査より2.4ポイント減少した。
- 「わからない」と回答した人の割合が31.0%で、前回よりも6.3ポイント高くなっていることを踏まえ、どのようなことが人権侵害にあたるのか正しく判断できるよう、人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

2 あなたが、関心をもっている人権に関することがらはなんですか。(複数回答可)

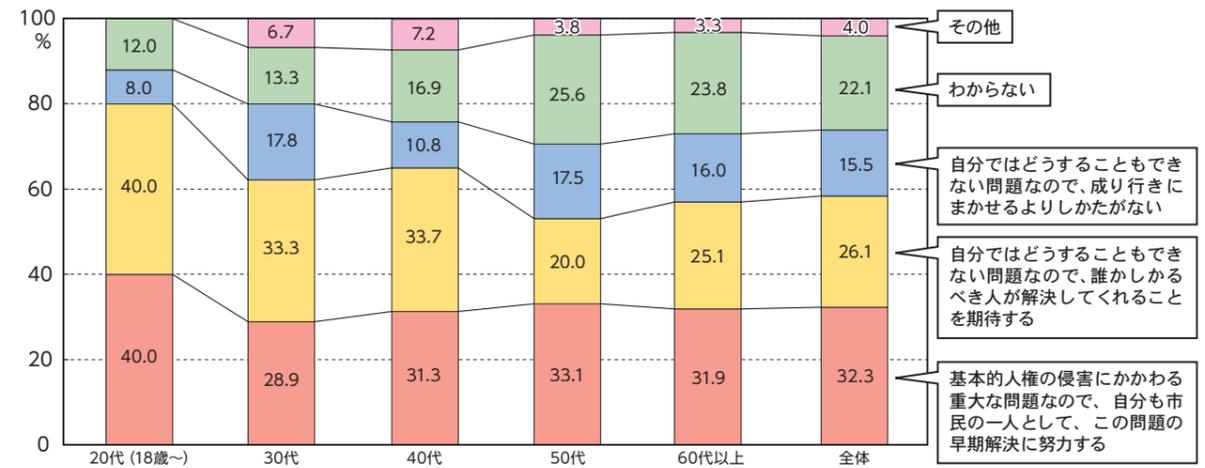


【その他】 例：災害による風評被害・新型コロナウイルス感染症関連・刑を終えて出所した人・ホームレスの人・がん体験者の人権 など

考察

- 全体では、「インターネットによる人権侵害」への関心が高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「外国人に関する人権問題」と回答した人の割合が10ポイント近く増加した。
- 年代によって、回答の割合に10ポイント以上の差が見られたのは、10項目であった。

3 あなたは、同和問題(部落差別)について、どのように考えていますか。1つ選んでください。



考察

- 全体では、「基本的人権の侵害にかかわる重大な問題なので、自分も市民の一人として、この問題の早期解決に努力する」と回答した人の割合が高かったが、年代によって差が見られる。
- すべての年代において、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて努力しようとする意識が高まるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆる「ヘイトスピーチ」)、「部落差別(同和問題)」に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

匿名性を悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されない行為です。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮をもってインターネットを利用することが大切です。

○情報流通プラットフォーム対処法の制定(令和7年4月1日施行)

この法律は、インターネット上の誹謗中傷など違法・有害情報に対応するため、SNSや匿名掲示板を運営する大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申請の窓口・手続の整備・公表や削除申出に対する通知、削除基準の策定・公表など、対応の迅速化、運用方法の透明化に係る措置を義務付けています。

○インターネット上での違法・有害情報に関する相談窓口

違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の誹謗中傷・トラブル等に、適切に対応するためのアドバイスや関連情報を提供しています。

(注意)プロバイダやサイト管理者等への削除依頼の代行や通報対応、トラブルの仲裁、紛争処理、取り締まり、書かれた内容に関する法的判断は行っていません。

詳しくは、違法・有害情報相談センター公式ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.ihaho.jp>)



その他、さいたま地方法務局熊谷支局では、インターネット上の人権侵害のほか、様々な人権問題についても相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

学校・家庭・地域の取組

学校では、児童・生徒の「生きる力」を育むための土台として、「熊谷の子どもたちは、これができる!」[4つの実践]と「3減運動」に積極的に取り組んでいます。

また、市内の全小中学生がスマートフォンを賢く上手に使うために、「スマホ使い方宣言」や「タブレット端末の約束5か条」の下、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいます。

平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 文部科学大臣表彰

熊谷の子どもたちは、これができます!

アクセル

4つの実践

- 朝ごはんをしっかりと食べる。
- 呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力



大人が手本となって

ブレーキ

3減運動



熊谷市青少年健全育成市民会議・熊谷市幼保小連絡協議会・熊谷市PTA連合会・熊谷市校長会・熊谷市教育委員会



人権感覚が育ちます!



- 朝ごはんをしっかりと食べることで、心も体も成長します。家族と一緒に食事をとることで、家族の会話が増え、心の成長につながります。
- 自信をもって返事をすることは、自分の存在を周囲に示し、自己存在感や自尊感情を高めます。
- 相手に「ありがとう」「ごめんなさい」の気持ちを素直に言えることは、信頼関係を築いていくために必要な力です。
- 友だちをたくさんつくることは、人間関係をつくる基本です。お互いを認め合い、尊重する態度が身に付きます。
- テレビやゲーム、スマートフォン等の時間を減らすことで、家族との時間が増え、勉強や読書の時間等が増えます。「あたたかい心」「豊かな心」「正しく判断する心」が育ちます。「当たり前のことが当たり前でできること」これが、児童・生徒の豊かな人権感覚を育みます。子どもだけではなく、大人が手本となって実践していくことで、「思いやりの心」を広げていきましょう。

ゆるささない その一言は いじめの矢
思いやり 言葉や文化を 超えてゆく
ゆめえがく じぶんらしさを 大切に
人間は 一人一人に 価値がある
あやまって、 本心に消える? その言葉
手をつなげ 笑顔の輪っかを 作り出そう
やさしさで 未来を変える その行動
多様性 認めてつくる 社会の輪
十人十色 男女で 決まった色はない
いじめゼロ みんなのえがお たからもの
もっている あなたの色を 大切に
大丈夫 個性がいっぱい きみの色
この世界 一人じゃないよ 大丈夫
みとめあい えがおあふれる あかるい社会
軽いノリ 相手の心は 深いキズ
だいじょうぶ みんなはきみの みかただよ
平等だ どこに生まれた 命でも
一言で 大きく変わる その運命
一人じゃない みんなともだち 相談してね
みんなの色 からかい混ざると 黒だけど 認め合ったら 虹色になる
なんとなく はなった言葉 ブーメラン
高め合おう みんなの個性 大切に
人と人 ささえあったら すばらしい
わるぐちを 言われたあの子 一生のきず
ちがうこと 受け入れる気持ち ぼくの一步

(匿名希望)
大木 愛斗
山崎 栞
代島 叶也
小林 雪乃
新井 律人
篠塚 美桜
道山 敢太
岩本 彩愛
稲村 亜希
保坂 友唯
小笠原 一華
野中 千暖
伊藤 蓮
加藤 瑛望
細金 大誠
藤野 翔
松本 彩希
高澤 湊
長谷川 駿
坂本 龍我
河村 和
重田 敬太郎
内田 結莉愛
鎌本 悠大



常木 由良



大沼 奈央



都丸 義久



篠崎 凱里



齋藤 灯



酒井 萌瑠奈

熊谷市人権尊重都市宣言

私たちは、すべての人々の基本的人権が尊重され、平和で、平等な社会、幸せに暮せる社会の実現を願っています。

わが国では、日本国憲法に明示されている基本的人権の確立のため、人権擁護のさまざまな努力が続けられてきました。しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、二十一世紀を迎えた今もなお、さまざまな差別や人権侵害など基本的人権にかかわる問題が存在しています。

人が人として互いに尊重し合い、すべての人々の人権が認められる、明るく住みよい地域社会を、一人ひとりの努力によって実現することが大切であります。

私たち熊谷市民は、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現をめざし、ここに熊谷市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権相談窓口

☎ 人権に関する相談

- ・みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110
- ・さいたま地方法務局熊谷支局(常設人権相談) 048-524-8805

☎ 子どもに関する相談

- ・子どもあんしんダイヤル(市役所:家庭児童相談室) 048-527-2700
- ・教育110番(市役所:教育研究所) 048-525-7830
- ・子どもの人権110番(法務省) 0120-007-110
- ・熊谷児童相談所(県) 048-521-4152
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル(厚生労働省) 189(いちはやく)

☎ DVに関する相談

- ・熊谷市配偶者暴力相談支援センター「ハートピア」相談室 048-599-0015
- ・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま) 048-600-3800

☎ 高齢者に関する相談

市役所:長寿いきがい課 048-524-1111

☎ 障害のある人に関する相談

市役所:障害福祉課 048-524-1111

☎ 虐待に関する相談

虐待通報ダイヤル(県) #7171

☎ 性的少数者(LGBTQ)に関する相談

にじいる県民相談 0570-022-282

☎ 外国人に関する相談

外国人総合相談センター埼玉 048-833-3296

☎ 法律に関する相談

- ・市役所:市民相談室 048-524-1111
- ・法テラス埼玉 050-3383-5375

本人通知制度に登録して不正取得を防止しましょう

身元調査などのため住民票の写しなどが不正に取得された事件が発生しています。

これらの不正取得を防止するために、市では、住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した本人にその事実を通知する制度を導入しています。

熊谷市に住民登録又は本籍がある方で本制度への登録を希望される場合は、下記の窓口へお申込みください。

受 付 市役所市民課、各行政センター及びさくらめいと出張所
問合せ先 市役所市民課 048-524-1111(代)